



	<p>＜千葉市の地域生活支援拠点等の特徴、工夫した点＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域（緑区）と障害種別（知的）を限定したスモールスタート。四半期毎に検証を行い、新たな課題への対応が可能</li> <li>○「緊急時の一次受け入れは市で確保する空床で、長期化対応は市内の短期入所で」という緊急時の段階別対応を検討中</li> <li>○障害サービス未利用者の緊急時や親亡き後の備えとして、見守り、啓発や体験、障害サービスの利用を勧奨</li> <li>○相談支援専門員にインフォーマルサービス活用の研修を実施</li> </ul>
--	--

## 1. 当該市町村・圏域の基本情報

人口	973,856人（平成29年4月1日現在）	
障害者の状況 <small>（平成29年3月末現在）</small>	障害者数（※対象地域である緑区の状況）	5,682人
	身体障害者手帳所持者	3,898人
	療育手帳所持者	884人
	精神障害者保健福祉手帳所持者	900人
実施主体	社会福祉法人あしたば	



社会福祉法人あしたば

## 2. 地域生活支援拠点等の整備にあたってのプロセス

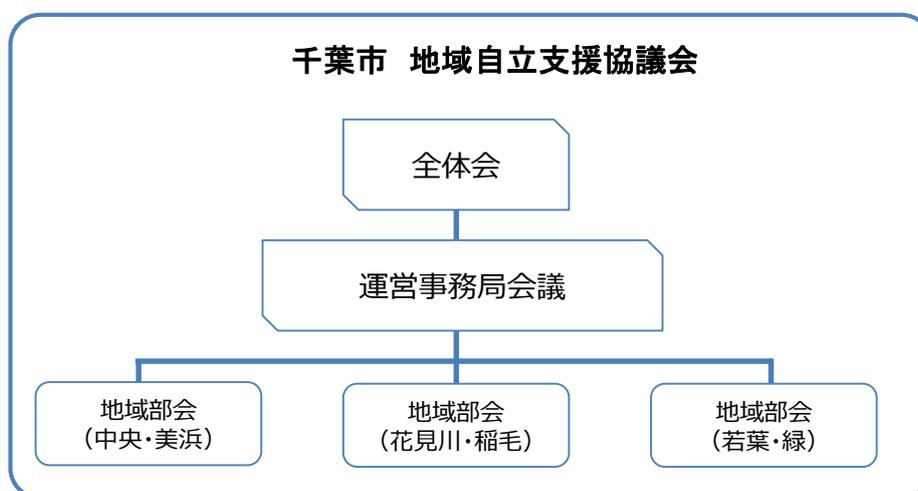
### 検討を始めたきっかけ

- ・国の基本方針が出された平成26年度以降、毎年度、知的障害者の親の会から整備要望が出るようになったこともあり、第4期障害福祉計画で（平成27～29年度）、平成29年度末までに地域生活支援拠点等を1か所整備することとした。

### 検討開始時期、整備方針、整備類型、協議会等の活用

- ・平成28年9月に地域自立支援協議会で地域生活支援拠点等の検討を開始した。
- ・平成28年11月と平成29年2月に地域自立支援協議会における相談支援事業者との意見交換会や、委託相談支援事業所を対象にした「地域生活支援拠点等の5つの機能のうち千葉市で不足しているもの」についてのアンケートを実施し、地域課題を把握した。アンケート結果として1位「緊急時の受け入れ」、2位「相談」が上がってきた。
- ・市全域での事業実施前に、地域と障害種別を限定した面的整備によるスモールスタートとし、課題の抽出とその背景を実証的に検証しながら事業を見直したうえで、地域と障害種別を拡大していく方針を決定した。
- ・スモールスタートにあたっては、知的障害への対応について強い要望があったことから、地域生活支援拠点等の実施主体として、障害者相談事業や地域自立支援協議会での実績等から社会福祉法人あしたばに決定し、緑区で事業を開始することとした。
- ・平成29年3月に、地域自立支援協議会で検討結果の報告、同協議会会長に事業開始の報告を行った。
- ・将来的には、地域生活支援拠点等を各区に1か所整備するのが理想だが、各区に各障害種別に強い大規模な事業所があるわけではないため、まずは全市で3障害別に1か所ずつ整備できればと考えている。
- ・拠点事業は、対象者の要望や社会情勢が変わる以上、「事業実施⇒検証⇒修正⇒事業実施」の繰り返しを続けていく必要のある事業であり、整備に完了はないと考えている。

### 地域自立支援協議会構成図



## 関係者への研修・説明会開催等

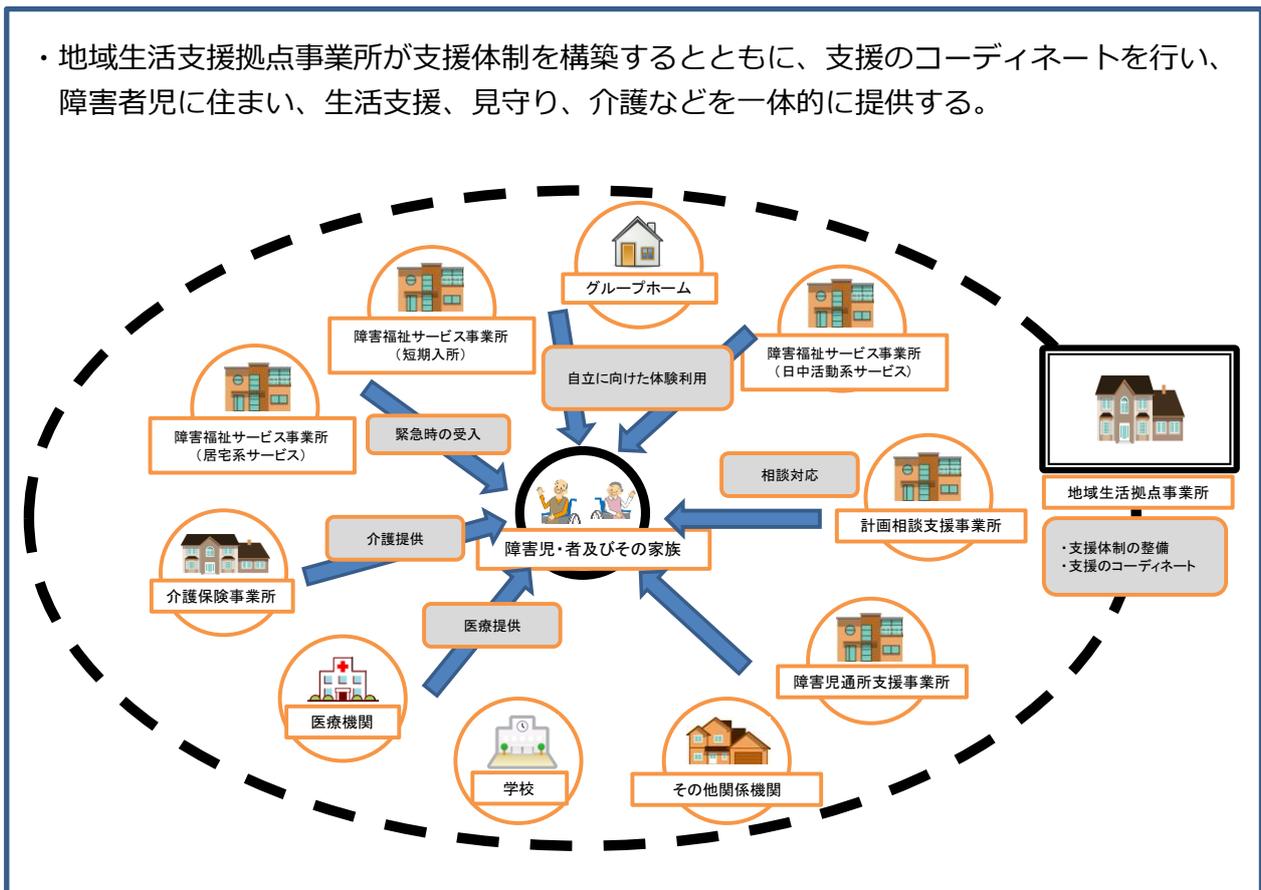
- ・地域生活支援拠点等整備に強い要望を出していた知的障害者の親の会に対しては、事業開始前はもちろん、開始後も事業説明や要望を聞く機会を設けている。
- ・多職種連携会議（障害、介護、医療関係者等）や地域運営委員会（地域住民による地域運営組織）等に出席し、事業説明と周知を図っている。

## 必要な機能の検討・検証

- ・地域自立支援協議会運営事務局会議にて、四半期毎の事業報告を行い、課題とその背景について検討、検証している。関係団体への説明も行い、認識を共有している。
- ・事業を進める中で、当初想定していたニーズと実際のニーズが異なることが出てきたため、順次方針を見直しながら事業を行っている。平成30年度以降に障害種別を拡大する考えだったが、知的障害への対応についての課題が多く、予算面や職員体制も踏まえて、まずは知的障害への対応を拡充する方針に変更した。障害者計画を見直し、千葉市の長期計画とすり合わせを行っている。

## 整備イメージ図 \*緑区・知的障害児・者のみ対象

- ・地域生活支援拠点事業所が支援体制を構築するとともに、支援のコーディネートを行い、障害者児に住まい、生活支援、見守り、介護などを一体的に提供する。



### 3. 必要な機能の具体的な内容

#### ① 相談機能

相談支援専門員数	4人 うちコーディネーター1人（地域生活支援拠点等事業で確保）
相談事業にかかる費用	予算措置額：800万円（相談員1名、事務補助員1名、事務費） 活用している事業枠：地域生活支援促進事業の中の特別促進事業

#### 委託相談での一次対応のうち、緊急案件を地域生活支援拠点等が担当

- ・従来から社会福祉法人あしたばの建物内に委託相談支援事業所があり、常勤の相談支援専門員が3人いる。電話や窓口での一次対応は委託相談支援事業所が行う（窓口一本化）。委託相談支援事業所は、指定特定相談支援事業者にもなっている。
- ・委託相談支援事業所内に、新たに地域生活支援拠点等担当としてコーディネーターを1人配置し、緊急時支援を要する案件を委託相談からコーディネーターが引き継いで対応する。
- ・地域生活支援拠点等の予算は800万円である。

#### 夜間、休日は併設の入所施設が電話を受け相談支援専門員に連絡

- ・入所施設を併設しているため、夜間は施設の夜勤職員が電話を受け、必要に応じて各相談支援専門員（コーディネーターと委託相談員の計4人）に連絡する（利用者に夜間の連絡先を周知している）。
- ・実績として緊急案件は少ない。可能な限り関係資源がクローズされる時間帯の有事を避けられるように努める。21時以降に、緊急ではないが頻繁に連絡してくる特定の人がいるため、その日の状況を夜勤職員に伝えるようにしている。



社会福祉法人あしたば内の入所施設

#### 介護との連携に向け、介護担当者への働きかけを積極的に実施

- ・高齢の障害サービス未利用者は、障害担当者の訪問には拒否反応を示すことが多いが、介護担当者が同行すると受け入れてくれやすい傾向がある。
- ・ケアマネジャーの間でも、障害福祉サービスの知識の必要性を徐々に認識し始めており、今後の連携には前向きである。
- ・庁内でも、「最終的には介護と障害の共生が必要」という意識が醸成されつつある。

- ・介護担当は、特に「精神障害者などのケアは分からない」という不安が先立っている。障害への理解を深めてもらうために、介護事業者への説明会に障害担当者が参加したり、介護事業者向けの研修会で精神障害のサービス事業所に状況を説明してもらうなどを行っている。

#### 「緊急時の潜在的ニーズ」の早期把握が課題

- ・知的障害と精神障害において、障害者の生活が家庭内で完結しており、地域との結びつきが弱いケースがあり、手帳を取得していない人も多いが、これらの人たちは、緊急時の潜在的ニーズが高い（緊急時に急遽支援を要する）と感じている。
- ・親が高齢になり介護保険サービスを利用した際に障害者の存在が表面化し、介護担当から連絡がきたり、委託相談支援事業所であらゆる相談を受けるなかで、障害が疑われるケースの連絡が入ってくるようになった。
- ・このようなケースは緊急性が高いものの、本人の特性や周辺環境の把握から始める必要があるため、迅速な対応が困難である。そのため、予め緊急時に備えて、潜在ニーズを早期に把握することが重要と考えている。委託相談の内容から支援ニーズを想定したり、介護事業所等に、「高齢者サークルなどで身内に障害のある人がいる場合、障害福祉サービスや地域生活支援拠点等のことを伝えてほしい」などの情報発信を行っている。

## ② 緊急時の受け入れ・対応

平成28年度の緊急時の受け入れ・対応で確保している床数	平成28年度 未実施 平成29年度 利用実績 5床(見込み) 延利用者数 54床(見込み)
上記利用にかかる費用	予算措置額：特になし 活用している事業枠：特になし

### 地域生活支援拠点等の法人がもつ短期入所で登録制の緊急時の受け入れ体制を整備

- ・短期入所事業所にアンケートを実施したところ、「短期入所の空き情報が共有化されていない」、「事業所を利用したことがない人の急な受け入れは難しい」という課題が浮き彫りになったため、まずは既存資源を効果的に活用できる仕組みづくりが必要と判断した。
- ・また、事前登録制により、緊急時の受け入れを行うこととしたが、まだ利用者や家族にサービス利用の認識が広まっておらず、緊急対応が生じる可能性がある人をどのように登録つなげていくかが今後の課題である。

### 障害サービス未利用者への拡大展開が課題

- ・知的障害や精神障害は障害の特性によって、緊急時の受け入れ先や対応が異なることを改めて認識し、特に、障害サービス未利用者の緊急時の受け入れ体制が課題となっている。

### 地域生活支援拠点等での一次受け入れと長期化は短期入所での受け入れの検討

- ・平成30年度に、緊急時の一次的な受け入れ（14日程度）のための空床を確保し、それ以上長期化する場合に、二次的な受け入れ場所として既存の短期入所事業者を引き継ぐ体制を検討する。一次的な受け入れ施設には、緊急時に対応した場合は報酬で賄い、使用していない期間は、空床保障として千葉市が同等の確保料を出すことを検討している。
- ・短期入所事業者にとっては、「短期間の場合、地域生活支援拠点等で受け入れが完結する」、「長期間の場合、地域生活支援拠点等での一次的な受け入れの間に、二次的受け入れ事業所は職員などの受け入れ準備ができる」、「普段、事業所を利用している人の緊急時にその事業所に空きがない場合、地域生活支援拠点等で受け入れが可能である」というメリットがある。

### ③ 体験の機会、場

平成28年度の体験の機会、場	平成28年度 未実施
利用者数	平成29年度 3人（見込み）
上記利用にかかる費用	予算措置額：特になし 活用している事業枠：特になし

#### 親亡き後を見据えた体験の必要性を周知し個別給付につなげる

- ・親亡き後や緊急時の対応を見据え、登録者と家族に親離れ子離れの必要性和障害サービス制度の普及・啓発を行い、個別給付（グループホームへの入居、地域移行支援、地域定着支援、自立訓練など）につなげることを重視している。
- ・「自分が元気なうちは自分が面倒を見る」と考える親は多いが、「体験を経験しておくことは、緊急時の受け入れ体制に効果があり、本人や家族、事業所すべての不安解消になる」、「親が元気なうちこそ、外に出して経験を積ませることが重要」と家族や利用者の意識改革を行っている。
- ・サービス等利用計画策定時に、障害者のライフステージにあわせた相談支援の果たすべき機能と有り方を考える。



社会福祉法人あしたば内のグループホーム

#### 通過型のグループホームは検討課題

- ・現在のグループホームの体験利用は、長期利用予定の人がそのグループホームに合うかの試しとして実施しており、通過型のグループホームはない。
- ・施設入所者等にまずは体験利用の意欲を持ってもらうことが重要であるため、事業者等には、通常の支援の中で、体験利用を勧めてもらうようお願いしている。
- ・事業者からは「将来的には、1か月間のグループホーム体験ができるものが必要ではないか（今の生活を壊さず、グループホーム体験ができる）」という意見が出ている。
- ・知的障害の通過型のグループホームは先行事例がなく、本人へのメリットやケアする職員の負担が分からない。

#### ④ 専門的人材の確保、養成

専門的人材の確保、養成に

予算措置額：特になし

かかる費用

活用している事業枠：特になし

##### 相談支援専門員育成のための研修の開催

- ・ 地域生活支援拠点等の事業は相談支援専門員の力量がダイレクトに反映されるため、相談支援専門員を対象に、「障害種別にとらわれない相談支援専門員の育成」、「多重問題を抱えた相談支援専門員のサポートができる人材の育成」などの研修を予定している。
- ・ 平成30年2月に、区内の相談支援専門員を対象に、「制度にとらわれない（公的サービス以外のインフォーマルなものを生み出す発想力をもつ）人材育成」をテーマに、外部のベテラン講師を招いて研修を開催する。
- ・ 何もサービスにつながっていない人を公的サービスにつなげるのはかなりハードルが高く、まずは家庭環境の改善から始める必要がある。目指すべき相談支援専門員の姿を再認識してもらうと共に、公的サービスはもちろん、それ以外のインフォーマルサービスも生み出すための発想力の一助となる研修を考えている。

#### ⑤ 地域の体制づくり

地域の体制づくりにかかる

予算措置額：特になし

費用

活用している事業枠：特になし

##### 地域での見守り体制づくりを構築

- ・ 地域生活支援拠点等への協力機関については、「ネットワーク登録名簿」に登録してもらっている。  
障害福祉サービス事業所に限らず、医療機関、小学校等、制度を越えて関係機関に登録してもらっている。一方的に負担をお願いすることは難しいため、拠点に登録することで、関係機関同士や拠点との間で双方向にメリットが生じる仕組みづくりが必要。
- ・ 関係機関との協力は、児童相談所や介護保険サービス事業所等の家庭訪問に同行させてもらうことや、他分野の支援の中で見つかった支援ニーズを共有してもらうなど、ニーズ把握に活かしている。
- ・ 自治会等の会議は高齢者や子どもの議論が中心で障害者の議論が少なく、障害者に対する認識が薄い。障害者の地域移行などの会議にも、実際に地域で障害者を受け入れる一般市民の参加がない。まずは、見守りが必要な障害者が地域にいることを知ってもらうことが必要と考えている。
- ・ そのため、地域運営委員会、多職種連携会議、子ども・若者総合相談センター、地域支え合い型訪問通所支援などと連携し、地域の中で見守る体制を構築する。

## ⑥ その他付加している機能

費用	予算措置額：－ 活用している事業枠：－
「－」	

## 4. 地域生活支援拠点等の具体的な活用事例

### <地域生活支援拠点等利用事例1>

#### 利用者の属性

- ・50代男性、療育手帳④-2、ダウン症候群、母90代、70代のきょうだいと同居。
- ・個別サービスにつながっていない。
- ・家族が高齢で、早急に何らかのサービスにつなげなければ、何かあった場合には一家が崩壊してしまう状況である。

#### 利用した経緯

- ・母親が利用する居宅介護支援事業所から安心ケアセンター（地域包括支援センター）を通じて地域生活支援拠点等事業所に連絡があって初めて問題が発覚した。

#### 利用状況

- ・住居はかなり乱雑で衛生的にも問題あり。
- ・本人はワークホームに席を置くが、今はほとんど通えていない。ダウン症特有の引きこもりの症状が見える。
- ・きょうだいに障害はないが本人に対して無関心である（何の感情ももっていない）一方で、母親が頑なに信望する支援者をもっているため、見守り事業で信頼関係の構築を図っているが公正な支援が伝わりにくい状況である。
- ・緊急時の対応に備えて、利用可能なサービスと受け入れ可能な事業所とのネットワーク構築を急いでいる。

#### 利用の効果等

- ・短期間で効果が表れるケースではないが、関係機関を交えた支援会議の開催、見守り等の支援を継続しながら「このような人がいるので、何かあったらお願いしたい」という緊急時の対応の体制構築を行なっている。

## <地域生活支援拠点等利用事例2>

### 利用者の属性

- 40代男性、療育手帳B-2、離婚し子ども3人（すべてMR）と同居。
- 本人は、生活歴などから知的障害は明らかだが、手帳の再交付を頑なに固辞する。
- 子ども3人とも、小・中学校の特別支援学級に在籍。

### 利用した経緯

- 平成28年から委託相談支援事業所で担当していたが、4人家族丸ごとの支援ということで、委託相談支援事業所では対応困難になり、地域生活支援拠点等事業とタイアップしながらのサポート体制を検討することになった。

### 利用状況

- 本人の公的サービスの利用が一切ないことから、非公式の支援が求められ対応に苦労する。
- 本人は「障害者ではない」と強く主張するが、事務手続きや金銭管理、子育てなど生活全般に支援が必要である。公営住宅の入居手続きや民間アパートの退去に伴う代理人との金銭的トラブル等の司法的支援や近隣とのコミュニケーション等、その都度、支援者が直接対応せざるを得ない状況である。
- 現在は、本人から相談の電話が21時以降に週2～3回、訪問は週2回程度その他、学校や区役所等の関係機関に月5～6回出向いている。
- 区こども家庭課から相談が持ち込まれてから約1年強。離婚や転居間もないこともあり、1つの過渡期とも取れるが、対応困難な状況が続きそうである。

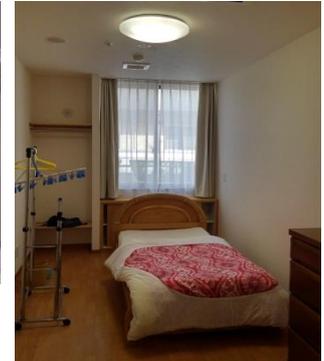
### 利用の効果等

- 可能な限り、地域のインフォーマルな支援を積極的に考えなければならないが、本人は今までの様々な人間関係の中で、蔑みやいじめといった負の思いが強く、時間をかけた丁寧な環境づくりが必要である。
- 特に親交のある身寄りや友人がいないため、委託相談支援事業所への連絡が家族にとって生命線になっている。

## 5. 地域生活支援拠点等の整備・運営における課題・今後の方針

### 短期入所の空き情報の共有化

- ・現在、短期入所の空き情報は相談支援専門員が独自で把握しており、空き情報の共有化が課題となっている。事業所も「短期入所をもっと利用してほしい」という意向をもっているため、自立支援協議会の地域部会における相談支援事業所の意見交換会などで情報提供できるようにしたいと考えている。



短期入所

### ベテラン相談支援専門員の確保・育成

- ・地域生活支援拠点等では、サービス利用経験がない人をサービスにつなげるための知識や経験豊富なベテラン相談支援専門員が求められるが、その確保・育成のための対策が必要。

### 委託相談事業所と地域生活支援拠点等の相談の役割分担

- ・相談は「人につく」という面がある。最初に委託相談事業所に相談するため、本来は、緊急案件を扱うこととしている地域生活支援拠点等のコーディネーターが担当すべき案件を、委託相談事業所で対応しなければならないことがある。相談に関して、委託相談事業所と地域生活支援拠点等の切り分けが難しい。

### 全市への展開

- ・現在、先行的に緑区で知的障害を対象に地域生活支援拠点等事業を実施しているが、その経験を踏まえた他区への拡大や、他の障害種別（強度行動障害なども含めて）への展開が今後の検討事項である。
- ・地域を細分化して3障害に対応できる体制は、まだ整っていない。今後の取組を通して、効率的な事業運営のためにどこまで行政が関わるべきかを判断したうえで、最終的な地域生活支援拠点等の形を作りたい。

### 地域包括ケアシステムへの参入

- ・緊急時の対応や親なき後の生活を安全で安心できる生活とするためには、単なる福祉サービスの組み立てだけではなく、人と人、人と資源があらゆる制約を超えて結びつくことが重要である。地域の主体性、独自性を生かすものへ、そして制度の柔軟性、制度間の連携を求めるため、地域包括ケアシステムへの積極的な参画を図ることが重要な課題である。